

令和6年度の児童虐待通告件数は昨年と同水準

～京都府児童相談所における令和6年度児童虐待通告等の状況について(速報値)～

- 京都府児童相談所*（家庭支援総合センター、宇治児童相談所、福知山児童相談所）における令和6年度の児童虐待通告等の状況を取りまとめましたのでお知らせします。
- 児童虐待通告件数は2,609件（前年度比97.6%）となり、令和5年度と同水準でした。

※京都市児童相談所分は、本日同時発表の京都市報道発表資料を御覧ください

1 児童虐待通告の状況

(1) 通告件数（令和6年度中に児童相談所が虐待通告を受け付けた件数）

2,609件（前年度より64件減 前年度比97.6%）

年度	2	3	4	5	6
府内3児相合計 （前年度比）	2,448 (96.1%)	2,576 (105.2%)	2,721 (105.6%)	2,673 (98.2%)	2,609 (97.6%)

▶ 過去最多となった令和4年度と比べて95.9%と減少したものの、高止まりの状況にある。

(2) 通告経路

- ① 警察 1,426件（前年度より30件増 前年度比102.1% 構成率54.7%）
- ② 近隣・知人 228件（前年度より57件減 前年度比80.0% 構成率8.7%）
- ③ 市町村 167件（前年度より33件減 前年度比83.5% 構成率6.4%）

▶ 警察からの通告が最も多く、全体のうち過半数以上を占める。

▶ 次いで、近隣・知人、市町村からの通告が多い。

(3) 虐待の種類

- ① 心理的虐待 1,673件（前年度より30件増 前年度比101.8% 構成率64.1%）
- ② 身体的虐待 610件（前年度より6件増 前年度比101.0% 構成率23.4%）
- ③ ネグレクト 302件（前年度より81件減 前年度比78.9% 構成率11.6%）

▶ 心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクトが多い。

▶ 警察からの通告のうち多くが子どもの面前での家庭内暴力（面前DV）に起因する心理的虐待であり、心理的虐待が全体の過半数以上を占める。

(4) 主たる虐待者

- ① 実母 1,254件（前年度より28件減 前年度比97.8% 構成率48.1%）
- ② 実父 1,160件（前年度より47件減 前年度比96.1% 構成率44.5%）
- ③ 実父以外の父 160件（前年度より19件増 前年度比113.5% 構成率6.1%）

▶ 虐待者が実親となるケースが多く、9割以上を占めている。（例年と同傾向）

2 児童虐待通告件数の内訳

(1) 通告受理件数の年次推移

	R4	R5	R6
家庭支援総合センター	691	623	741
南部家庭支援センター (宇治児童相談所)	1,384	1,397	1,275
北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	646	653	593
合計	2,721	2,673	2,609

(2) 経路別受理状況

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他		合計
												きょうだい 受理		
R4	105	34	265	16	179	3	2	26	18	1,536	31	506	294	2,721
R5	106	51	285	26	200	4	0	31	14	1,396	32	528	350	2,673
R6	123	40	228	18	167	5	0	27	17	1,426	35	523	321	2,609
構成率 (R6)	4.7%	1.5%	8.7%	0.7%	6.4%	0.2%	0.0%	1.0%	0.7%	54.7%	1.3%	20.0%		100%

(3) 虐待の種類

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
R4	574	25	447	1,675	2,721
R5	604	43	383	1,643	2,673
R6	610	24	302	1,673	2,609
構成率 (R6)	23.4%	0.9%	11.6%	64.1%	100%

(4) 主たる虐待者

	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
R4	1,232	155	1,278	12	44	2,721
R5	1,207	141	1,282	14	29	2,673
R6	1,160	160	1,254	12	23	2,609
構成率 (R6)	44.5%	6.1%	48.1%	0.5%	0.9%	100%

(5) 年齢別虐待内容別分類

	0～2歳	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
身体的虐待	164	113	150	103	80	610
性的虐待	1	2	6	9	6	24
ネグレクト	56	65	103	46	32	302
心理的虐待	318	346	585	265	159	1,673
合計	539	526	844	423	277	2,609

3 相談対応件数 (令和6年度中に児童相談所が虐待と認定し、援助方針を決定した件数)

2,250件 (前年度より12件減 前年度比99.5%)

※相談を受理してから、調査や関係機関との調整を行っている件数は含まない。

4 被措置児童等虐待の状況

(施設等に入所している児童等に対する虐待の事実があったと認定した件数)

0 件 (令和5年度 2件)

5 本府における児童虐待施策の主な取組

▶ **京都府警と情報共有に関する協定を締結 (H30～)**

虐待の早期発見と重篤化に対応するため、京都府・京都市・京都府警の三者で協定を締結し、情報共有の体制を強化

▶ **「児童虐待・DV防止連携推進員」の配置 (R2～)**

児童虐待とDVが絡み重篤化することを未然に防止するため、市町村などにより一層の連携強化を担う職員を各家庭支援センターに3名配置

▶ **「京都府子どもを虐待から守る条例」の施行 (R4～)**

令和2年10月に「児童虐待防止強化対策検討会」を設置し、改めて虐待防止に向けて取り組む起点となるよう条例を制定(4月1日施行)

▶ **児童相談所への児童福祉司等の増員**

平成29年度から計画的に増員し、令和7年度までに児童福祉司と児童心理司をあわせて42名増と大幅に拡充し、体制を強化

▶ **性暴力被害者ワンストップ相談支援センターの体制強化 (R4～)**

性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)の24時間対応を令和4年4月から開始し、性的虐待相談への対応体制を充実

▶ **SNS相談体制の整備 (R4～)**

虐待を受けている子どもや子育てに悩みを抱える保護者等が、より相談しやすい環境をつくるため、SNS相談の体制を整備

▶ **子どもの意見表明支援体制の整備 (R4～)**

児童相談所で一時保護している子どもの権利を守るため、児童相談所職員以外の第三者が子どもの意見を聞き取り、子どもの意見表明をサポートする体制の整備を開始

▶ **一時保護開始時の司法審査導入等に関する法的対応機能の強化 (R7～)**

一時保護開始の判断に関する司法審査等において、適切な対応を行うため、弁護士による助言や支援を受ける等、法的対応機能を強化

【本報道発表に関するお問合せ】

健康福祉部家庭・青少年支援課 課長 いっしき 一色 TEL 075-414-4592

